

高濃度PCB廃棄物保管事業者向け処理説明会

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な 処理の推進に関する特別措置法」 の改正について

平成28年00月00日

北海道環境生活部循環型社会推進課

ポリ塩化ビフェニル(PCB)とは？

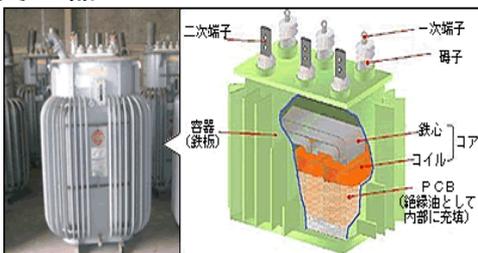
● PCBの性質

- ◆ 水に溶けない、化学的に安定、電気絶縁性が高いなどの性質をもつ、工業的に合成された化合物。
- ◆ 電気絶縁性、不燃性等の性質により、主として、電気機器の絶縁油、熱媒体、感圧複写紙に使用されていた。
- ◆ 強い急性毒性はないが、長期間の摂取で体内に蓄積
- ◆ 目やに、瞼の膨張、爪や口腔粘膜の色素沈着・黒化、挫創様の発疹(ニキビ)、肝臓肥大と機能不全など

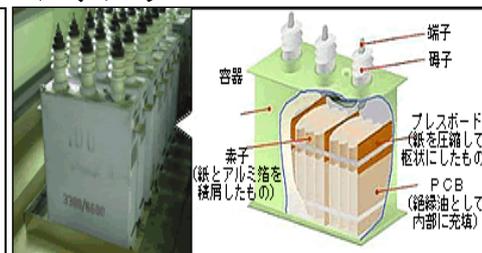


● 電気機器での使用例

変圧器

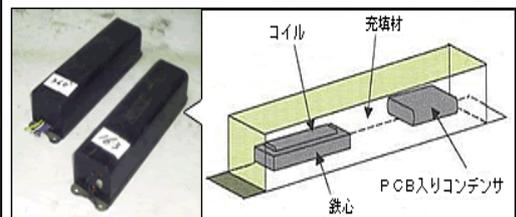


コンデンサー



蛍光灯安定器

(※家庭用の蛍光灯には使用されていません。)



高濃度PCB処理施設設置の経過

1968年(S43)	カネミ油症事件発生
1972年(S47)	行政指導(通産省)により製造中止、回収などの指示
1973年(S48)	(財)電気絶縁物協会が、処理施設の立地を試みる

11,000台
が紛失

1987年(S62)~1989(H元)
鐘淵化学工業高砂工場でPCBを高温焼却

30年間、施設立地が試みられるが全て失敗(39回)
焼却方式による処理施設は排ガス問題が忌避され住民理解得られず

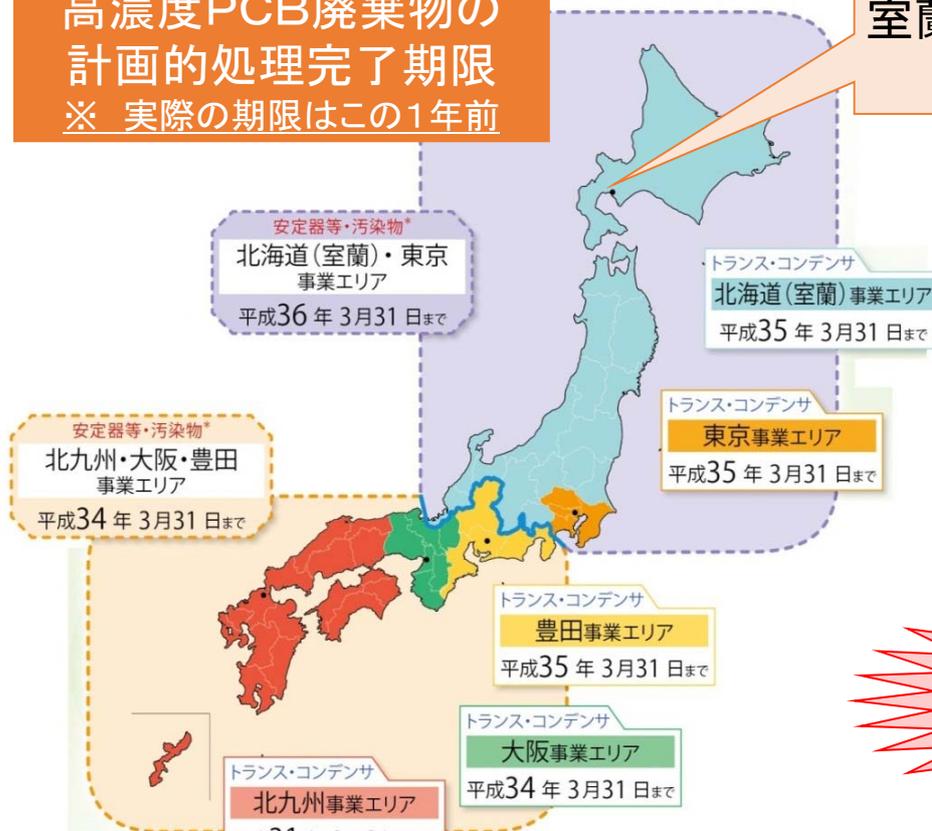
2001年(H13)	PCB特措法の制定
2001年(H13)	環境事業団(JESCOの前身)の業務にPCB処理追加
2008年(H20)	JESCO北海道事業での処理開始

事実上、高濃度PCBを処理できるのはJESCOのみ
(自己処理はほぼ不可能)

高濃度PCB廃棄物の処理体制

JESCOの事業エリアと
高濃度PCB廃棄物の
計画的処理完了期限
※ 実際の期限はこの1年前

日本の約半分の地域から
室蘭に高濃度PCB廃棄物が
集まってくる。



今後の処理で競合し、
期限までの処理が困
難となるおそれ

早期の処理
が必要

3つの大切な約束

- **世界との約束** (残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約))
 - ・ PCB汚染の世界的(北極圏)な拡大を背景としてH16年に発効
 - ・ PCBに関し**平成37年までの使用の全廃**
平成40年までの適正な処分が求められている
- **国としての約束** (PCB特措法等)
 - ・ PCB廃棄物の種類毎、保管の場所が所在する区域毎に定められた**計画的処理完了期限**までに高濃度PCB廃棄物を処理
- **地元との約束** (事業変更要請に係る受入条件)
 - ・ 施設受入当初は処分期限は平成28年3月までとしていた
 - ・ 期限までの処分が困難となり国から期間延長について依頼がある
 - ・ 室蘭は受託の条件の一つとして「**期限内で事業を終了し、再延長は行わないこと**」としている。

PCB特措法改正の概要

- **PCB廃棄物処理基本計画の閣議決定 (第6条)**
 - ・ 政府一丸となって取り組むため、PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定により定める。
- **高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け (第10条、第12条、第18条、第20条及び第33条)**
 - ・ 保管事業者に、計画的処理完了期限より前の処分を義務付け、義務違反に対しては改善命令ができることとする。命令違反には罰則を科す。(使用中の高濃度PCB使用製品についても、所有事業者にも、計画的処理完了期限より前に廃棄することを義務付け。電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、同法により措置。)
- **報告徴収・立入検査権限の強化 (第24条及び第25条)**
 - ・ PCB特措法に基づく届出がなされていない高濃度PCB廃棄物等について、都道府県等による事業者への報告徴収や立入検査の権限を強化する。
- **高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行 (第13条)**
 - ・ 保管事業者が不明等の場合に、都道府県等は高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行を行うことができることとする。

これらの措置により計画的処理期限内の処理を厳守

新たな高濃度PCB廃棄物の処分期限

- 「処分期間」内の処分義務(法第10条第1項)

「処分期間」:「計画的処理完了期限」の1年前

処分期限が一年前倒し

- **北海道事業エリアでの処分期間※**

廃PCB・変圧器・コンデンサー: 平成34年3月末日まで
安定器及び汚染物等 : 平成35年3月末日まで

- 「処分期間内」までに必要なこと(早期処理の推奨)
廃棄物処理法に定める委託基準に従った処分委託をすること
(実際に処分を終えることまでは求めていないが、処分期間間際では処分委託が
混み合い、処分期間内に委託できない可能性がある ⇒ **早期処理が必要**)

- ※ 特例措置(「特例処分期限日」)について

従来より計画的に処分手続きの委託を進めてきた者で、特例処分期限日までに確実に処分を委託することが確実であるとして届出を行った者は特例処分期限日までに処分を委託すれば良いこととされている

使用中の高濃度PCB使用製品の「廃棄」義務

- 「処分期間」内の廃棄義務(法第18条第1項)※1

「処分期間」:「計画的処理完了期限」の1年前

処分期間の廃棄が義務化

- **北海道事業エリアでの処分期間※2**

廃PCB・変圧器・コンデンサー: 平成34年3月末日まで
安定器及び汚染物等 : 平成35年3月末日まで

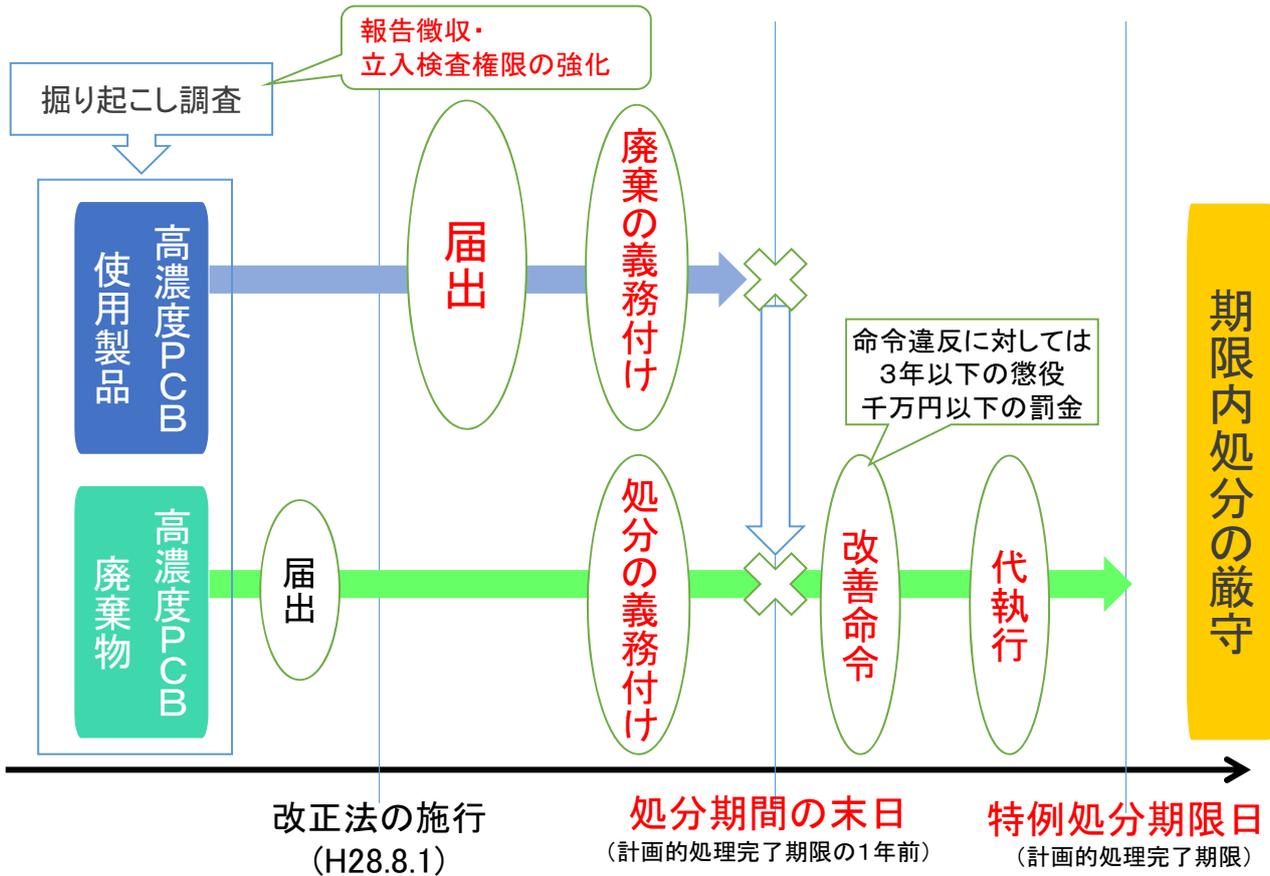
- 「処分期間内」までに廃棄されなかった場合
処分期間内までに廃棄されなかった高濃度PCB廃棄物使用製品
は高濃度PCB**廃棄物とみなして法が適用**される。

※1 電気事業法に規定する電気工作物でも同法で同様の規定が設けられている。

※2 特例措置(「特例処分期限日」)について

従来より計画的に廃棄の準備を進めてきた者で、特例処分期限日までに確実に廃棄及び処分を委託することが確実であるとして届出を行った者は特例処分期限日までに廃棄及び処分を委託すれば良いこととされている

改正法の措置のフロー（赤字が今回の追加的措置）



掘り起こしのお願い（もう無いと思っても・・・）

35 第3社会 16版 2016年(平成28年)9月8日(木曜日) 北海道新

道施設にPCB蛍光灯

1台液漏れ 過去調査で見落とす

【帯広、足寄】帯広建設管理部足寄出張所で、発がん性が指摘される有害物質、ポリ塩化ビフェニール(PCB)を使った旧型蛍光灯が計12台使われていることが7日、十勝総合振興局への取材で分かった。同出張所では、過去の調査でPCBを使った蛍光灯が「存在しない」とされ、見落とされていた。このうち1台からは8月下旬にPCBを含む液体が漏れた。道によると、道有施設でのPCB漏れは過去に例がなく、今月2日から全道の道有施設でPCB使用がないか緊急調査を始めた。

帯広建設管理部によると、足寄出張所の執務室で8月24日、蛍光灯の裏側にある電圧を安定させる機器からPCBを含む液体が数滴漏れ落ち、男性職員1人の衣服や執務室の床に付着した。職員の皮膚に付いておらず、現時点で健康被害は確認されていないという。

建設管理部が調べたところ、出張所内の蛍光灯全125台のうち12台でPCBが使われていた。十勝管内

【帯広、足寄】帯広建設管理部足寄出張所で、発がん性が指摘される有害物質、ポリ塩化ビフェニール(PCB)を使った旧型蛍光灯の安定器などの処理期限を2023年度末と定められており、足寄の12台についても今月17日に新型に交換する。

PCBは変圧器や蛍光灯の電圧を安定させる機器などに使われていたが、1968年の食品公害「カネミ油症事件」で毒性が社会問題化し、74年までに製造・販売、新たな使用が禁止された。過去に設置された機器を使い続けること自体は違法ではないが、2001年のPCB特別措置法施行で、保管事業者は期限内の処分が義務づけられた。

十勝総合振興局によると

足寄出張所は1970年に建設。12台は当時からの使われていたとみられ、道の昨年度までの調査では把握できていなかった。

同振興局保健環境部は「例年の調査では、前年までの『PCB使用機器は存在しない』という報告を信用し、改めて調べることはしていなかった」と釈明している。

北海道新聞
平成28年9月8日朝刊掲載
(北海道新聞社掲載許諾11915)

- 道の施設でPCB使用安定器から液漏れ事故が発生
- 点検済みとしていた施設でも12台発見

もう一度PCB廃棄物・使用製品が無いか再確認願います

届出等の変更・追加(主なもの)

- PCBの保管及び処分の状況に関する届出
 - ・ 新たに高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みについても届出(電気事業法に規定する電気工作物は同法に定めるところによる)
 - ・ 様式変更(資本金・従業員数等の削除、処分又は廃棄の予定年月の追加)
- PCB廃棄物の処分完了届出
 - ・ 全ての高濃度PCB廃棄物(又は低濃度PCB廃棄物)の処分委託後20日以内に提出
 - ・ 次年度に法8条の保管状況届出の提出も必要であることに注意
- PCB廃棄物・使用製品の譲り受けの届出
 - ・ 法に基づく届出様式できた(今までは道の要領に基づき報告)
 - ・ 法改正後も道との事前協議が必要
- PCB廃棄物・使用製品の保管場所等の変更届出
 - ・ 高濃度PCB使用製品の所在変更についても届出が必要となった
 - ・ 事業エリアを跨いでの保管場所の変更は原則禁止

参考: 低濃度PCBについて

● 低濃度PCB廃棄物・使用製品とは？

- ・ 高濃度PCBとはPCBの濃度が0.5%を超えるもの
- ・ 高濃度PCB以外のPCB廃棄物や使用製品のことを通称として「低濃度PCB廃棄物・使用製品」とされている

● 処分期限

平成39年3月末日まで

● 処理体制(詳しくは環境省HP: <http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>)

- ・ 道内では「JX金属苫小牧ケミカル株式会社」で無害化処理認定
- ・ 全国では35箇所(H28.8月末現在)で無害化処理認定・特管許可
- ・ 処理施設によって処理可能な物が異なる
県条例等で手続きを要する場合もあるため、事前に確認が必要